

児童を対象とする 手当について

▼児童手当

満15歳以後の3月31日までの間にある児童を監護している父または母が手当を受けることができます。

次のいずれかにあてはまるときには届出が必要です。

- 受給者および児童の住所が変わったとき
- 受給者が公務員となったとき
- 児童の出生により受給者に養育される児童が増えたとき
- 受給者に養育される児童が減ったとき

▼児童扶養手当

父母が婚姻を解消した等の満18歳以後最初の3月31日までの児童を監護している父または母、もしくは父または母に代わって児童を養育している人が、手当を受けることができます。なお、所得制限があります。請求者および扶養義務者等の前年の所得が限度額を超えると、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が一部または全部が停止となります。なお、請求者等の所得が限度額を下回ったり、所得限度額を超えていた扶養義務者等と別居(生計費を別にすることです。別住所となっても生計費が同一である場合には別居とはなりません。)した場合には手当が支給されることがありますので、住民生活課にご相談ください。

▼特別児童扶養手当

精神または身体が中程度以上の障害の状態にある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している人が、手当を受けることができます。なお、所得制限があり、所得制限を超えると支給は停止されます。また、児童が児童福祉施設などに入所しているときは受給できません。

▼問合せ 住民生活課住民年金係
☎726908

地デジ難視対策の各種支援が終了します お早めに申し込みを!

国が実施している地デジ難視対策のための各種支援制度は、平成27年3月末をもって終了します。期限までに地デジ対策工事を完了するためには、遅くとも12月中の申し込みが必要です。

詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 総務省地デジコールセンター
☎0570-07-0101

今月的那須町消防団

○消防団とは

消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき各市町村に設置される消防機関です。

普段は本業の仕事を持ちながら、火災や風水害などの災害発生時には昼夜を問わず活動し、住民の安心安全を守る役割を担っています。

現在、那須町消防団には704名の団員が在籍しており、44台の消防車両が各地区に配備されています。

消防団に興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

○那須地区旅館・ホテル等消防訓練に参加!

11月26日にりんどう湖ロイヤルホテルで実施される那須地区旅館・ホテル等消防訓練に参加します。この訓練では火災発生を想定し、自衛消防隊・黒磯那須消防組合・那須町消防団が避難誘導・消火・救出訓練等を実施します。

▼問合せ 那須町消防団事務局(那須消防署内)
☎72-5923
または各地区の消防団部長



温かいご協力ありがとうございました 広島市へ義援金 3,157,978円

平成26年8月19日からの豪雨災害により被災された方々を支援するための義援金が、総額で3,157,978円集まりました。

この義援金は、広島市役所へ送

金させていただきました。

みなさまの温かいご協力ありがとうございました。

▼問合せ 総務課総務防災係
☎726901